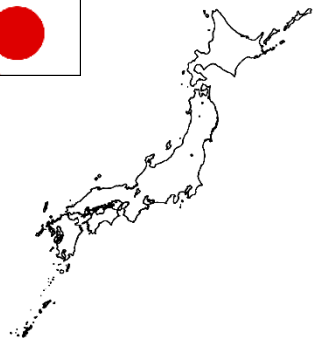
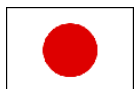


日・スイス租税条約改正議定書

○ 租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、及び税務当局間の租税に関する情報交換の推進を通じ脱税を防止すること等を主な目的とするもの。

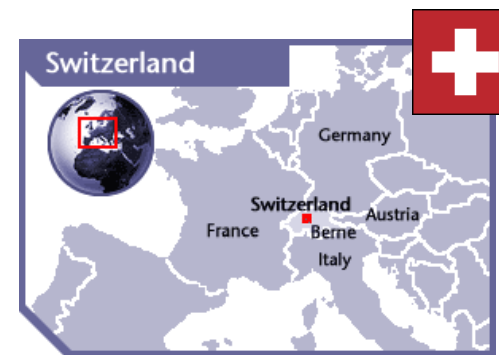
○ 我が国はスイスとの租税条約を昭和46年に締結。日・スイス租税条約改正議定書は、両国間の投資交流促進の観点から、投資所得に対する源泉地国での限度税率を引き下げ、また、脱税及び租税回避防止の観点から、国際標準に基づいた情報交換に関する規定等を導入する。



投資所得に対する源泉地国課税の減免

配当、利子、使用料に係る限度税率の引下げ

OECD標準の情報交換規定の導入



- スイス進出の日本企業約60社
- 対スイス投資分野は、金融、卸売関連が中心
- 2009年9月、日・スイス経済連携協定が発効

- 日本進出のスイス企業は約150社
- 対日投資分野は、機械、精密機器、化学製品、医薬品関連が中心

(参考) 租税条約の交渉の現状(平成22年12月現在)

- 署名済
 - ・スイス(平成22年5月)
 - ・オランダ(平成22年8月)
 - ・香港(平成22年11月)
 - ・サウジアラビア(平成22年11月)
- 基本合意済
 - ・ケイマン(租税情報交換協定)(平成22年5月)
 - ・バハマ(租税情報交換協定)(平成22年11月)
- 交渉中
 - ・アラブ首長国連邦
 - ・英領ガーンジー(租税情報交換協定)

両国間の投資交流の促進

脱税及び租税回避行為の防止

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、48条約(59カ国・地域に適用)。

近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ること、OECD標準に沿った租税に関する情報交換規定を設けることなどを基本方針として交渉を行っている。